

事務連絡
令和5年6月9日

各都道府県
各指定都市
各国公私立大学
各国公私立高等専門学校
大学を設置する各地方公共団体
各公立大学法人
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人
大学を設置する各学校設置会社
独立行政法人国立高等専門学校機構
各都道府県教育委員会
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会
厚生労働省社会・援護局及び医政局

御中

文部科学省高等教育局
高等教 育企画課

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令第8条第2項第5号による特定地域内学部収容定員の増加に係る手続について（周知）

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令の施行について（通知）」（令和5年6月9日付内閣府地方創生推進事務局長・高等教育局长通知）において通知したとおり、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府令、文部科学省令第1号）」が本年6月9日に公布され、同日に施行されたところです。

これに伴い、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（以下「共同命令」という。）第8条第2項第5号による特定地域内学部収容定員の増加に係る手続について下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

1. 共同命令第8条第2項第5号により特定地域内学部収容定員を増加させる際の届出時期

(1) 令和6年度に特定地域内学部収容定員を増加させる場合

- 令和5年6月9日から6月13までの間に、必要事項を記入した別記様式第1号及び別記様式第3号並びに「特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」（令和5年6月9日改訂）に記載の別添資料を文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室に予め提出すること。
- 予め提出された資料において、要件が充足されていることを、地方公共団体関係者を含む有識者の意見を聴いて、文部科学大臣が認めた後、共同命令第9条に基づき文部科学省へ届け出ること。

(2) 令和7年度以降に特定地域内学部収容定員を増加させる場合

- 別途文部科学省から届出時期について通知すること。なお、通知は令和5年度中に発出する予定であること。

2. 届出時期に関する留意事項

- 学校教育法に基づき文部科学大臣に対して学部等の設置認可申請や収容定員に係る学則変更の認可申請を行う前に、特定地域内学部収容定員の増加に係る届出を行う必要があること。（共同命令第9条第2項）
- 令和7年度以降に共同命令第8条第2項第5号の適用を受けて特定地域内学部収容定員を増加させる大学においては、別途文部科学省から通知する期限及び学校教育法に基づく文部科学大臣への認可申請の受付期間を考慮して届出に係る準備を進める必要があること。
- 共同命令第8条第2項第5号の適用を受けて特定地域内学部収容定員を増加させる際に、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴う学部等の設置を伴う場合、当該大学が特定地域内学部収容定員の増加について文部科学省へ届け出た後、学部等の設置認可申請に係る審査により、学位の分野が理学関係又は工学関係ではないと判断される場合には、同号イ(2)に適合しないこととなること。

（参考）

○文部科学省ホームページ（「特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」（令和5年6月9日改訂）等）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/index.htm

【問い合わせ先】
文部科学省高等教育局高等教育企画課
高等教育政策室 犀田、阿久津、眞田
電話：03-5253-4111（内線3772）
メール：koutoukikaku@mext.go.jp